

## 第1 目的

この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第8条の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下「セーフティネット住宅」という。）において、入居者への見守りサービスを行うための機器（以下「見守り機器」という。）を購入し、かつ取り付けた場合に、見守り機器の購入費用及びこれに付帯する取付費用（以下これらを「見守り機器設置費等」という。）の一部を補助する補助金（以下「補助金」という。）を当該セーフティネット住宅の貸主に交付することによって、セーフティネット住宅の登録促進を図り、もって住宅確保要配慮者の居住の安定を確保することを目的とする。

## 第2 通則

補助金の交付に関しては、住宅セーフティネット法、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号）、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）、その他関係法令及び関連通知によるほか、この要綱に定めるところによる。

## 第3 補助対象事業、補助対象機器及び補助対象者

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、2に規定する見守り機器を購入し、かつ住宅セーフティネット法第9条第1項第6号に規定する住宅確保要配慮者の範囲に高齢者を含む都内のセーフティネット住宅の居室内に当該見守り機器を取り付ける事業とする。
- 2 補助金の交付の対象となる見守り機器は、次の全ての要件を満たすものでなければならない。
  - 一 見守り（センサー及び通信機能により、居室内の入居者の安否を第三者が把握できること。）の機能を有すること。
  - 二 常時見守りが可能であること。
  - 三 主たる機能に高齢者の見守りが含まれていること。
- 3 補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業により見守り機器が取り付けられるセーフティネット住宅の貸主とする。

## 第4 補助対象経費、補助金の交付額等

- 1 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3の規定に基づき購入し、かつ取り付けた見守り機器に係る見守り機器設置費等であって、原則として領収書、料金明細等で金額が確認できる額とする。ただし、補助対象者が実際に負担する額に限る。
- 2 他の補助事業で補助対象となっている見守り機器設置費等に対応する額並びに消費税及び地方消費税については、補助対象経費から除くものとする。
- 3 第6の1の規定による交付決定を受けた者ごとの補助金の交付額は、予算の範囲内において、1及び2の規定により算定した補助対象経費に2分の1の補助率を乗じた額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。ただし、1戸当たり3万円を限度

額とする。

4 セーフティネット住宅の一の住戸に係る補助金の交付は、一度限りとする。

## 第5 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、見守り機器の購入及び取付をする前に、交付申請書(別記第1号様式)に次に定める関係書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 一 補助金額算出内訳書(別記第1号様式別紙1)
- 二 申請額内訳明細書(別記第1号様式別紙2)
- 三 見守り機器の仕様及び金額が確認できる書類

## 第6 補助金の交付決定等

- 1 知事は、第5の規定による申請を受けた場合は、当該申請書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、交付決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知する。この場合において、交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。
- 2 知事は、1の審査において、当該申請書の内容を適当と認めないときは、補助金を交付しないことを決定し、不交付決定通知書(別記第3号様式)により申請者にその旨を通知する。
- 3 知事は、適正な交付を行うため、申請者に対し、必要に応じて資料の提出及び申請書類等の修正を求めることができる。

## 第7 申請の撤回

申請者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、補助金交付決定通知書の受領後14日以内に、補助金の交付申請を撤回することができる。

## 第8 交付決定の変更

- 1 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後において、補助金額の変更等が生じた場合は、交付決定変更申請書(別記第4号様式)に次に定める書類を添えて、速やかに知事に申請しなければならない。
  - 一 補助金額算出内訳書(別記第4号様式別紙1)
  - 二 申請額内訳明細書(別記第4号様式別紙2)
  - 三 見守り機器の仕様及び金額が確認できる書類
- 2 知事は、1の申請による変更を適当と認めるときは交付決定を変更し、交付決定変更通知書(別記第5号様式)により補助事業者へ通知し、適当と認めない場合は交付決定を変更しないことを決定し、交付決定変更不承認通知書(別記第6号様式)により補助事業者へその旨を通知する。

## 第9 承認事項

補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後、特別な理由が生じたため、補助事業を中止又は廃止しようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

## 第10 承認

- 1 補助事業者は、第9の規定による承認を受けようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、1の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、承認することを決定したときは事業中止(廃止)承認書(別記第8号様式)により、承認しないことを決定したとき

は事業中止（廃止）不承認書（別記第9号様式）により、補助事業者はその旨通知するものとする。

## 第11 状況報告

知事は必要に応じ、補助事業者に対し、期限を定めて補助事業の状況について報告を求めることができる。

## 第12 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、知事が別に指定する期日までに、実績報告書（別記第10号様式）により、次に掲げる書類を添えて知事に報告しなければならない。

- 一 補助金実績額算出内訳書（別記第10号様式別紙1）
- 二 実績額内訳明細書（別記第10号様式別紙2）
- 三 支出を証明する書類
- 四 見守り機器の設置が確認できる現況写真

## 第13 補助金の額の確定

知事は、第12の規定による実績報告書の提出を受けた場合で、その内容の審査及び必要に応じ行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第11号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

## 第14 補助金の交付

- 1 補助事業者は、第13の補助金額確定通知書を受領したときは、知事の指定する日までに請求書（別記第12号様式）に請求額内訳明細書（別記第12号様式別紙）を添えて、知事に補助金を請求しなければならない。
- 2 知事は、補助事業者から1の請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

## 第15 補助金の交付決定の取消し

- 1 知事は、補助事業者が次に掲げる事項に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - 一 交付決定後に生じた事情の変更等により、この要綱に基づく事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
  - 二 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
  - 三 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
  - 四 補助金を他の用途に使用したとき。
  - 五 補助事業を予定の期間内に着手せず、又は完了しないとき。
  - 六 事情の変更により補助対象の内容及び経費が変更になり、補助金が減額になったとき。
  - 七 補助金の交付決定内容又はこれに付した条件その他関係法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 1の規定は、第13の補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。
- 3 知事は、1の規定による取消しをした場合は、補助事業者に対し、交付決定取消通知書（別記第13号様式）により速やかに通知するものとする。

## 第 16 補助金の返還

知事は、第 15 の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めてその返還を命ずるものとする。

## 第 17 違約加算金及び延滞金

第 15 の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次に掲げる規定により、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、第 15 の 1 第二号、第四号又は第七号に該当しない場合の違約加算金については、この限りでない。

- 一 違約加算金（100 円未満の場合を除く。）は、補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95%の割合で計算する。
- 二 一の違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。
- 三 知事は、補助事業者が第 16 の規定により補助金の返還命令を受け、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。
- 四 三の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

## 第 18 補助事業の実施期間

補助事業者は、会計年度の末日までに補助事業を完了させなければならない。

## 第 19 検査、報告及び是正命令

- 1 知事は、補助事業者に対し、必要と認める事項について報告を求め、書類を提出させ、又は実地に調査することができる。
- 2 知事は、前項の報告、調査等により、交付決定の内容又はこの要綱の規定に違反する事実があると認めるときは、期日を指定して是正の措置を命じることができる。

## 第 20 補助事業の帳簿等の作成及び保管

補助事業者は、補助事業に関わる収支に関する帳簿、証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類等を備えるとともに、補助事業の終了後 5 年間保管しなければならない。

## 第 21 財産の管理及び処分

補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得した財産を適切に管理するとともに、補助金の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

## 第 22 補助事業者の責務

- 1 補助事業者は、交付決定の日から 10 年間、補助金の交付に係る見守り機器を取り付けた住戸について、継続してセーフティネット住宅として維持管理しなければならない。ただし、当該補助事業者からセーフティネット住宅における賃貸人としての地位を継承した者がいる場合（当該補助事業者と当該継承した者との間に、当該賃貸人としての地位について他の継承者がいた場合を含む。）において、当該継承した者が継続してセーフティネット住宅と

して維持管理するときは、この限りでない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付に係る見守り機器を取り付けたセーフティネット住宅の所有権を売買等の特定承継により他の者に譲り渡す場合であって、それに伴い当該住宅における賃貸人としての地位を他の者が承継するときは、1の期間において、当該賃貸人としての地位を承継した者（当該補助事業者から賃貸人としての地位を継承した者から更に当該地位を継承した者を含む。）が補助事業者に代わり、第19及び第23の規定による知事の求め、指示及び命令に従う措置、並びに第20及び第21の規定による補助事業者の責務を果たすよう、適切な措置を講じなければならない。

## 第23 協力の要請

知事は、補助事業者に対し、見守り機器に関するアンケート等についての協力を求めることができる。

## 第24 特定承継者である場合における準用

第19から第21まで、及び第23の規定は、補助金の交付に係る見守り機器を取り付けたセーフティネット住宅について売買等の特定承継に伴い、当該住宅における賃貸人としての地位を新たに承継した者について準用する。この場合において、当該各規定中「補助事業者」とあるのは「補助金の交付に係る見守り機器を取り付けたセーフティネット住宅について売買等の特定承継に伴い、当該住宅における賃貸人としての地位を新たに承継した者」と読み替えて適用する。

## 第25 その他

- 1 次に掲げる事項に該当する個人、民間事業者及び団体は、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。
  - 一 暴力団員（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54条。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴排条例第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
  - 二 暴力団（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - 三 民間事業者及び団体の代表者、役員又は社員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団及び暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの
- 2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則（令和2年4月3日付31住住民第1681号）

本要綱は、令和2年4月3日から施行する。